

学習アドバイザー制度規程

(趣旨)

第1条 理学療法学・作業療法学の各専攻教員による学生個別指導を目的に学習アドバイザー制度を設ける。

(目的)

第2条 理学療法士・作業療法士を目指す学生に対して、理学療法士もしくは作業療法士の資格を持った常勤の教員が直接的に支援し、学生の学習活動を効果的に行えることを目的とする。

2. 学年の枠を超えた情報の共有と、担当学生相互の交流を計ることを目的とする。

(構成)

第3条 理学療法士・作業療法士の資格を持つ専任教員(学長、副学長、学科長、年度契約教員を除く)は、すべて学習アドバイザーとなる。学習アドバイザーの管理監督は学科長が行う。

2. 新入学生については、キャリア支援課学生支援室が、入学試験や入学前スクールにおけるプレースメントテストなどの成績などを参考に、特定の成績レベルの学生が、特定の教員に偏らないように配慮して割り振り、学科長に報告する。学科長は学生支援室からの報告を受け、学長に報告した上で両専攻教員および学生に通知する。

3. 在学生については、毎年度末の学習アドバイザーアンケート結果で特段の問題提起がないか、もしくは学生からの学習アドバイザーの変更申し出がない限り、進級後も入学時の学習アドバイザーがその任を果たす。

4. 学習アドバイザーの変更申し出があった場合には、学科長が当該学生と面談し、事情と希望学習アドバイザーを確認する。希望の学習アドバイザー教員に受け入れを確認した上で変更を実施する。受け入れが不可能な場合には、学生と次の候補教員を検討する。

(職務)

第4条 学習アドバイザーの職務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 担当学生の学習の方法についての相談を受け、適切なアドバイスを行う。

(2) 担当学生の学習の成果に応じて、適切なアドバイスもしくは指導を行う。

(3) 担当学生の学校生活に関わる相談を受け、適切なアドバイスもしくは指導を行う。

(4) 学校生活における諸連絡を、必要に応じて学生個々に連絡する。

(5) 学生に発生した諸問題について対応する。必要に応じて各専攻長および学長、副学長、ならびに学科長に報告し、学生支援室などの利用を学生に促す。

(6) 学生に関わる不測の事態が発生した場合に、学生の安否の確認、連絡、学校への報告などの対応をする。

(7) 学生相互の情報共有や交流を促進し、学生生活が充実したものになるように促す。

(8) 学生における様々な事項について、必要に応じて専攻会議で報告し、必要に応じてキャリア支援委員会、教務委員会など関係委員会に連絡および報告を行う。

(9) 学生に行った指導や、得られた情報について、学生カルテに記録する。

(10) 指導上必要な時には学生の保護者と連絡を取り、相談、報告などを行う。

(11) その他

(学習アドバイザーミーティング)

第5条 毎週月曜日、13:15~13:30を学習アドバイザーミーティングとして、学習アドバイザーと担当学生全員が集まる時間とする。この際に、学習アドバイザーは連絡確認事項を担当学生に伝える。また、必要に応じて学習や学生生活に関する相談を受ける。

2. 定期的学習アドバイザーミーティング以外に、必要に応じて不定期的学習アドバイザーミーティングや、個別面談を行う。